

第 2 次北方町男女共同参画プラン

～男女がともに参画し、

個性と能力が発揮できるまちづくり～

令和 7 年 3 月

岐阜県北方町

目 次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの性格	1
3 プランの期間	2
4 プランの位置づけ	2
第2章 プランの基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 プランの体系	4
3 プラン施策の体系	7
第3章 プランの内容	8
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8
1 男女平等・男女共同参画の意識づくり	8
II だれもが参画しやすい社会のしくみづくり	10
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	12
3 男女がともに活躍できる地域社会の推進	15
4 性別に偏らない労働環境の整備	15
III だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり	18
1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備	18
2 人権が尊重される環境の整備	23
3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備	24
4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備	25
第4章 プラン推進について	28
1 推進体制	28
2 計画の進行管理及び点検・評価	28
付属資料	29

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

男性も女性も性別にとらわれることなく、自らの意思によってあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、1999年に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が、2015年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が、2022年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、2023年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、男女共同参画の促進が図られています。

本町でも住民一人ひとりが尊重され、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事だけでなく、様々な分野へ参画できる環境を整えることが重要です。

しかしながら、自身の経験や価値観からの無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しているなど、女性も男性も問題意識を持ちながらも、具体的な行動変容に至っていないことなどの課題もあります。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を整理しプランの改定を行いました。

本プランでは、引き続き「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」をめざして施策を展開していきます。

2 プランの性格

「男女共同参画社会基本法」及び国の「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた政策を総合的かつ計画的に取り組むための指針として、「第2次北方町男女共同参画プラン」を策定しました。

3 プランの期間

2025年度（令和7年度）～2032年度（令和14年度）までの8年間とします。なお、期間内であっても社会情勢の変化等により、必要に応じてプラン内容の検討と見直しを行います。

4 プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、各分野での連携を図ります。また、国や県の考え方を踏まえつつ、本町の実情を把握した男女共同参画社会づくり推進の基本指針とします。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的なものとして策定します。

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。

一方、社会経済情勢の急速な変化や人口減少・少子高齢化が進行しており、これに対応していくために、男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっています。

このため、男女共同参画社会についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画社会基本法が制定されました。

男女共同参画社会基本法では、次の5つの基本理念を定めています。

《男女共同参画社会基本法の基本理念》

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策などの立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

本町において、男女共同参画を実現するため、国の5つの基本理念や上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわらず男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、男女共同参画社会の実現に向け、豊かで充実した人生を送ることのできる社会を目指すものです。

2 プランの体系

男女の平等意識は高まりつつありますが、依然として古くからの慣習による固定的な性別役割分担意識が根底にある、政策・方針決定過程や働く場における女性の活躍が進んでいない等のジェンダー・ギャップ（男女の性差によって生じる格差）があります。このことから「男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり」を実現するにあたり、あらゆる場において男女平等意識を啓発していくことが必要です。

また、働く女性が多い状況である上に、女性にとって家事・育児・介護などの負担が重い傾向にあることから、女性が職場や地域で活動をするなどの社会的な参画が消極的になっています。

男女ともに仕事、家庭生活、地域や個人の生活を両立させ活躍するには、男女が平等に働きやすい環境づくりや、男性も積極的に家事・育児・介護に参画するなどワーク・ライフ・バランス（生活と仕事の調和）が重要であり、多様な生き方を支援するためには、育児・介護サービスの充実が不可欠です。

さらに、男女がともに参画していくには、個性と能力が重んじられる必要があり、このことは男女共同参画社会実現の基本理念そのものでもあります。男女が互いに一人の人間として多様な生き方を認め合える社会、男女が平等に個人として尊重されるまちづくりが必要です。

このようなことから、3つの基本目標を掲げ、その目標を達成するために基本方針を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の実現にあたり、これまで法律・制度などの面で様々な取り組みが行われてきました。

以前に比べ、家庭や地域などあらゆる場において「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という性別による固定的な考え方は減少しているものの、男女間での無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、男女共同参画社会の形成を阻む要因となっています。

年齢や出身、国籍、宗教、信条、性自認・性的指向などにかかわらず、多様な価値観を持つ人たちが共に暮らすことのできる平等な社会の実現のため、男女間での自覚・無自覚の差別意識の改善や、生涯にわたる教育を通じ、住民一人ひとりの多様な個性・能力・生き方を認めあえるまちづくりを目指します。

基本方針

1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり

少子高齢化社会の本格化、人生100年時代の到来、今後の男女平等等の価値観の浸透を考えると、女性や高齢者の就業率は高まるものと予測され、だれもが働きやすく、心豊かな生活環境を整えることが求められており、ワーク・ライフ・バランスを推し進める必要があります。

働く場での女性の活躍や男性の家庭生活への活発な参画につなげることが重要なため、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くことができるよう、雇用・労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現、子育てや介護がしやすい仕組みづくりを推進します。

基本方針

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 男女がともに活躍できる地域社会の推進
- 4 性別に偏らない労働環境の整備

基本目標Ⅲ だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり

男女の人権が尊重されることは、男女共同参画社会実現のための基本理念です。この理念は、まだまだ地域に浸透しているとは言えません。

貧困家庭、高齢者・障がいのある人たちを支援する仕組み、ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）といった重大な人権侵害の防止、性別を考慮した健康づくりといった取組を推進する

ことにより、互いを認めあい、子どもから高齢者まで生涯にわたり人権が尊重されるまちづくりを目指します。

また、生活を脅かす予期せぬ災害に備え、防災分野でも女性の参画を推進するとともに、被災・復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制づくりを推進し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を図ります。

基本方針

- 1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備
- 2 人権が尊重される環境の整備
- 3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備
- 4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備

※ ドメスティック・バイオレンス

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者等の親密な関係間での身体的、精神的、性的暴力をいいます。言動の制限、強制、脅し、ののしり、無視、苦痛を与えることなども含まれています。

また、高校生や大学生など若いカップル間で起こる暴力行為をデートDVといいます。

※ セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」の意味で、相手の心を傷つけたり、不快感を与えたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。2006年4月に施行された「改正男女雇用機会均等法」は、男女双方に対する性差別が禁止され、男性に対するセクハラ対策が強化されました。

3 プラン施策の体系

基本理念			
基本理念	基 本 目 標	基 本 方 針	施 策
男女がともに参画し、個性と能力が発揮できるまちづくり	I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女平等・男女共同参画意識の意識づくり	(1) 男女共同参画意識に対する啓発 (1) 政策・方針決定過程への女性の積極的登用の促進 (2) 女性の能力を発揮するための支援体制の充実 (1) 家事・育児・介護等への男性の参画促進 (2) 子育て・介護支援体制の充実 (1) 地域活動等への男女の参画促進 (1) 多様な働き方ができる雇用環境の整備 (2) 自営業等における女性の経営参画の促進 (1) 暴力を許さない社会意識の醸成 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者支援の充実 (1) あらゆる人権擁護のための意識啓発 (2) 相談体制の充実 (1) 生涯を通じた健康管理への支援体制の充実 (1) だれもが安心して暮らせる環境の整備 (2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	II だれもが参画しやすい社会のしくみづくり	2 ワーク・ライフ・バランスの推進 (家庭における男女共同参画の推進)	①多様な保育サービスの充実 ②放課後児童クラブの充実 ③ひとり親家庭における相談体制と就労支援 ④子ども館の充実 ⑤育児休業制度の周知 ⑥介護保険制度の理解と利用促進 ⑦介護予防・生活支援の充実 ①自治会など地域役員への女性参画の促進 ②まちづくりへの男女の参画促進 ①育児・介護休業制度の周知 ②出産後の女性の就業継続や再就職に向けての啓発 ③男女均等な機会と平等な待遇に向けての啓発 ④労働環境・福利厚生の上の啓発 ①自営業等における女性の経営参画意識向上の啓発 ②各種団体における役員への女性の参画促進 ①暴力を許さない社会的認識の醸成 ②思春期からの予防啓発・教育の推進 ③相談体制の充実 ①被害者支援の情報提供 ②行内連携体制の強化 ③関係機関と連携した支援の充実 ④被害者保護の支援措置の推進 ①町の広報・刊行物等における性別にとらわれない表現の推進 ②尊重意識の啓発 ③セクハラ防止対策の促進 ①相談体制の強化 ②職員の実務能力の向上 ①母子保健施策の充実 ②職場における母性保護と健康の確保の推進 ③各種健康診査、検診の受診充実の推進 ④交流施設等を利用した健康づくり ①高齢者・障がい者の就労機会の拡大 ②バリアフリーのまちづくりの推進 ③高齢者・障がい者の人権擁護 ④困難を抱えた人が安心して暮らせる支援 ①防災分野への女性の参画促進 ②災害対応における男女共同参画に関する啓発 ③防災備蓄品等の充実
	III だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり	1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備 2 人権が尊重される環境の整備 3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備 4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備	

第3章 プランの内容

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

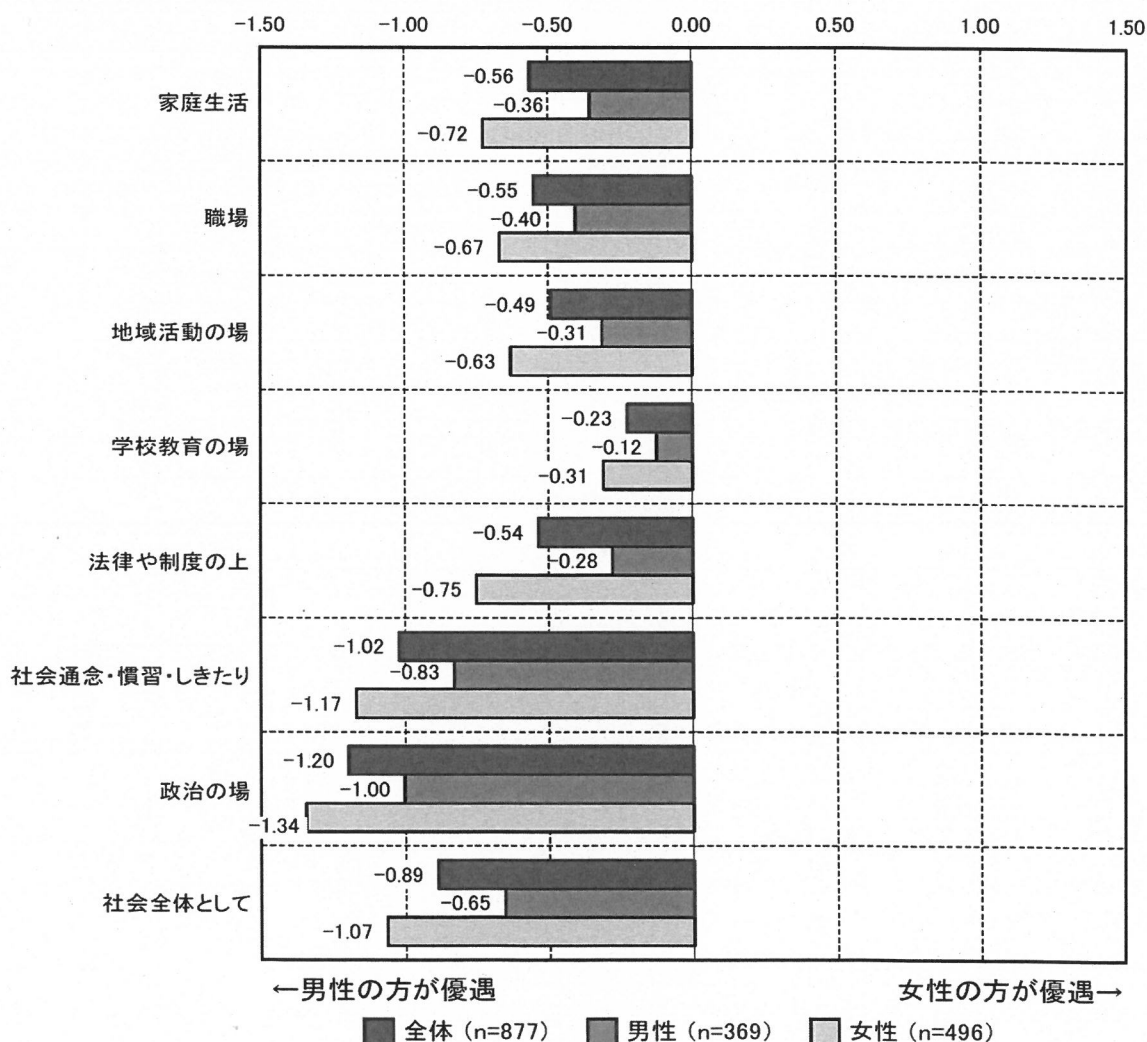
1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

<現状と課題>

県民意識調査によると、家庭生活や職場などあらゆる項目において、男性優遇の意識が高く、「社会通年・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体として」において特に高くなっています。「学校教育の場」では他の分野と比べて平等意識が高いまま推移しています。

男女共同参画社会の形成には、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が平等に選択肢を与えられ、対等な立場でその個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を果たしていくことが重要です。日常の暮らしのなかで、無意識のうちに性別によって選択肢や役割が固定化されることをなくすためには、男女共同参画意識の創出と普及に向け、幅広く広報・啓発活動を展開していくことが不可欠です。

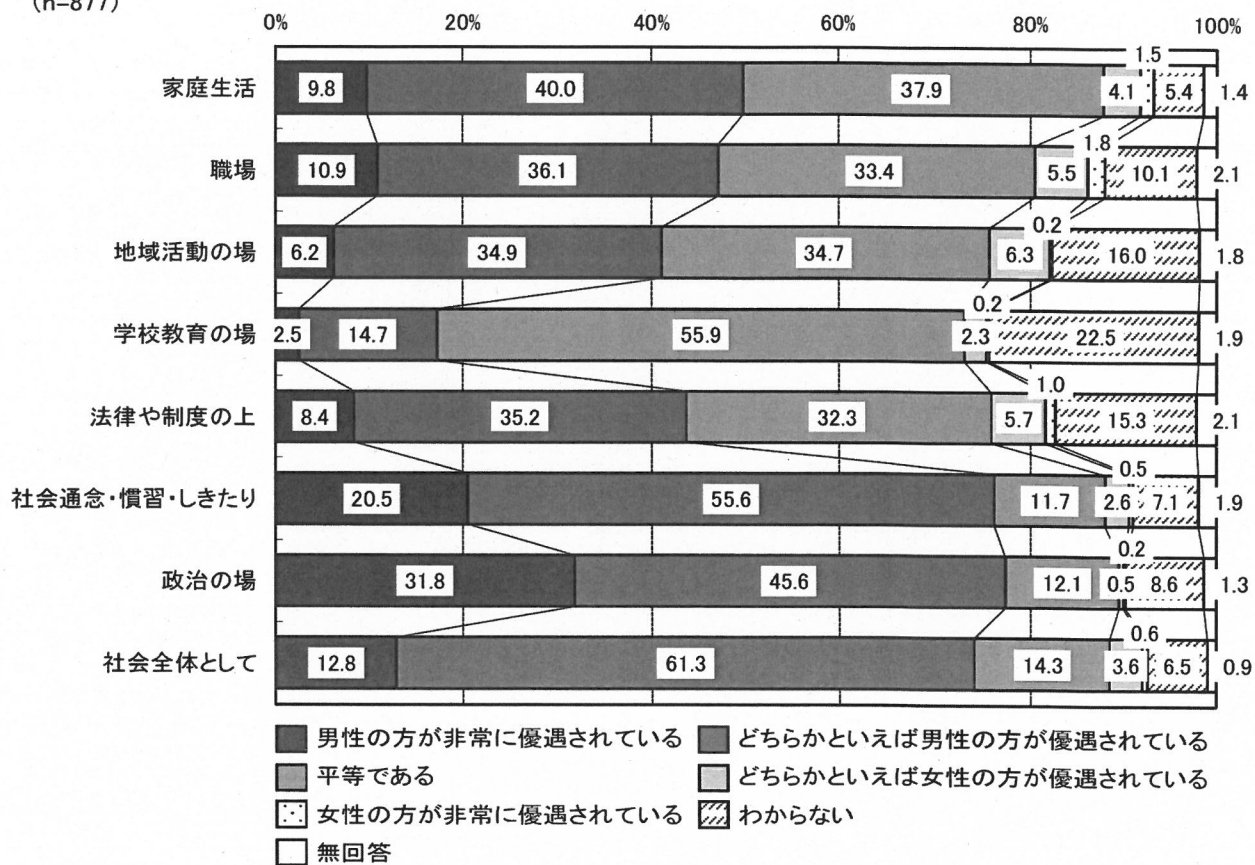
男女の地位の平等感(得点化)



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

男女の地位の平等感

(n=877)



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、ともに責任を担うことが必要です。

政策・方針決定の場に女性の視点を生かし、より幅広く多角的なまちづくりを行うため、またキャリアアップを望む女性がその能力を発揮する機会を提供するため、目に見える部分からの改革が必要です。

北方町の行政委員会への女性の登用状況

委員会等名	総数(人)	うち女性数(人)	女性の占める割合(%)
教育委員	4	1	25.0
選挙管理委員	4	2	50.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員	9	2	22.2
固定資産評価審査委員	3	0	0.0
総数	22	5	22.7

資料:総務危機管理課 令和6年4月1日現在

(1) 政策・方針決定過程への女性の積極的登用の促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 委員会・審議会等への女性の登用促進 各種委員会・審議会等への女性の登用目標数値を40%以上60%以下（岐阜県男女共同参画計画での目標数値）とします。	政策財政課 関係各課
② 町女性職員の育成及び管理職等への登用促進 職員の適性や能力を勘案し、女性職員を積極的に管理職等へ登用します。	総務危機管理課
③ ワークショップ・パブリックコメントの推進 ワークショップ※の開催、パブリックコメント※を推進し、施策立案過程での住民参画の機会を充実します。	政策財政課 関係各課

※ワークショップ

一方的な知識や技術の伝達ではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中の何かを学びあったり造り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルをいいます。

※パブリックコメント

行政など公的な機関が条例あるいは計画などの類のものを制定や策定しようとするときに、広く公（＝パブリック）に意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいいます。

北方町の管理職等への女性の登用状況

役職段階	職員総数 (人)	うち女性職員数 (人)	女性比率 (%)
係長相当職	32	20	62.5
課長補佐相当職	20	10	50.0
課長相当職	24	5	20.8
次長相当職	1	0	0.0

資料：総務危機管理課 令和6年4月1日現在

北方町の各種審議会等への女性の登用状況

各種審議会等	委員総数 (人)	うち女性職員数 (人)	女性比率 (%)
市町村防災会議	20	3	15.0
民生委員推薦会	7	2	28.6
国民健康保険運営協議会	9	2	22.2
市町村交通安全対策会議	18	4	22.2
社会教育委員会	7	1	14.3
図書館協議会	10	6	60.0
地方文化財保護審議会	5	1	20.0
市町村都市計画審議会	12	4	33.3
スポーツ推進委員会	9	4	44.4
子ども・子育て会議	14	6	42.9
合計	111	33	29.7

資料：総務危機管理課 令和6年4月1日現在

(2) 女性の能力を発揮するための支援体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 資格取得・技術取得に関する情報提供の充実 パンフレットの窓口設置などにより資格取得・技術取得の情報提供を推進します。	政策財政課
② 職業能力開発に関する専門機関の情報提供の推進 職業能力開発校、岐阜県人材チャレンジセンター、岐阜職業能力開発促進センターなど職業能力開発、相談業務を専門的に行っている機関の情報提供を行います。	政策財政課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進 (家庭における男女共同参画の推進)

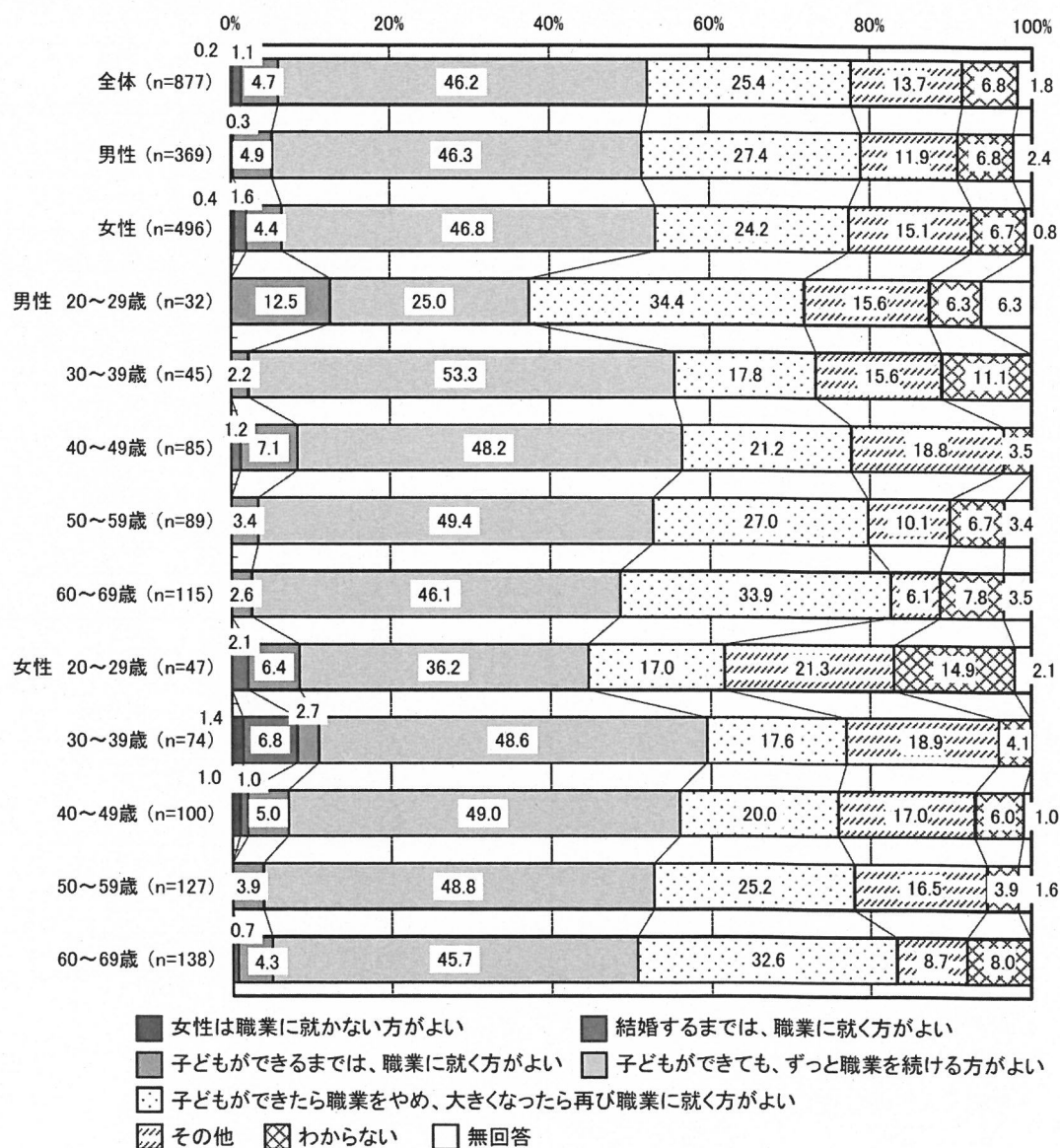
<現状と課題>

「男は仕事、女は家事」という固定的役割分担意識は少しずつ薄れつつあり、男性の育児に対する関心が高まるなど、家庭においても男女に同等の役割と責任が期待される社会に変わりつつあります。

一方で、家庭での女性の負担はまだ大きく、家事・育児・介護に携わる時間について、男女の結果に大きな差があることから、現状では女性が主として行っていることがうかがえます。

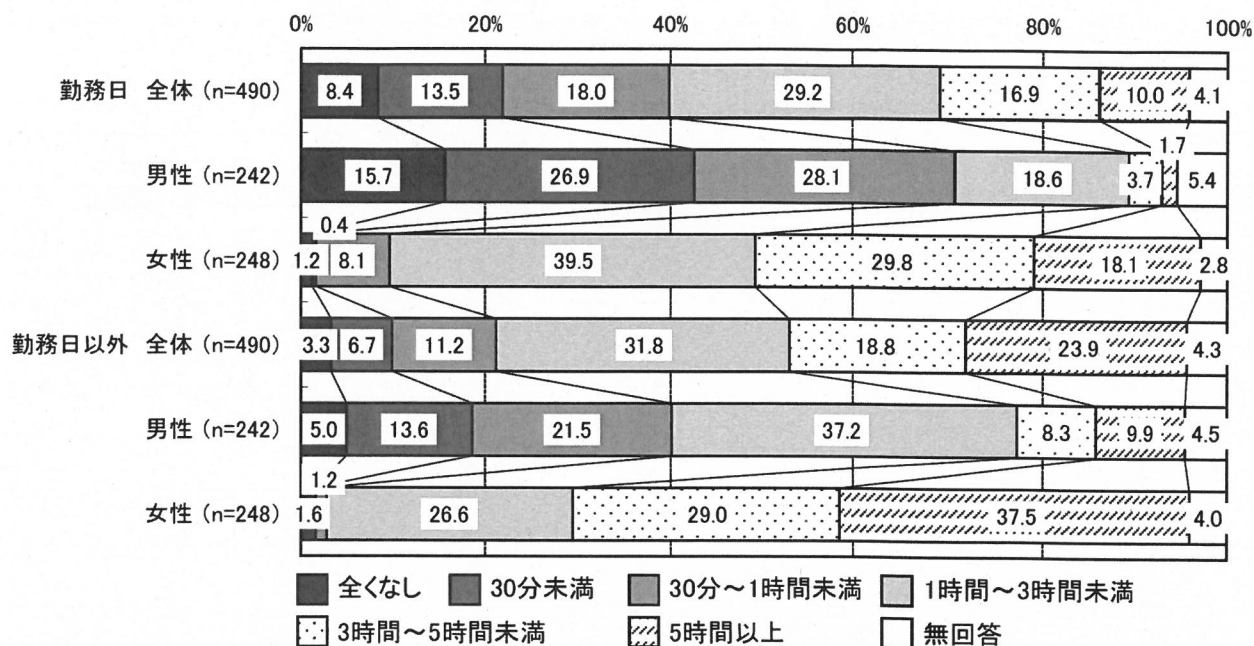
男女が協力して愛情あふれる家庭を築くために、家事・育児に関する知識やスキルを身につけるための学習機会の提供、子育て・介護支援体制の充実を図り、社会全体でのさらなる理解と支援を高める必要があります。

女性が職業に就くことについての考え方(性別・年齢別)



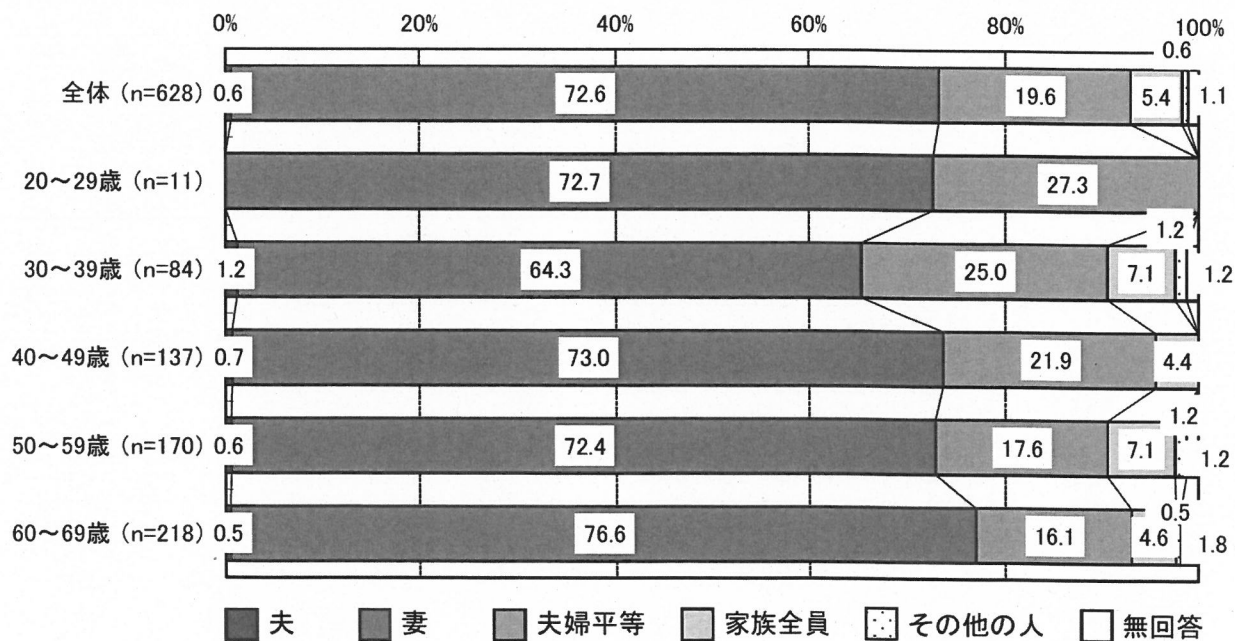
資料:岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

家事・育児・介護に携わる時間



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

家事を主に担っている人



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

(1) 家事・育児・介護等への男性の参画促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 男性が積極的に家事・育児・介護に参画するための学習機会の提供 男性が家庭の一員としての役割を担い、家事、育児などに積極的に参画する意識を高めるための学習機会を提供します。	政策財政課 関係各課
② パパママ学級・乳幼児検診時等における育児・家事分担などの指導 妊婦健診や子どもの検診への夫婦一緒にの参加を呼び掛けるなど、乳幼児期の子育てが母親だけの負担にならないよう、男女の共同意識の必要性についての理解を促します。	健康推進課 関係各課
③ 育児・介護休業取得の推進 男性の育児・介護休業取得に対する認識を深めていくため、住民・事業主に対し理解を促します。	総務危機管理課 関係各課

(2) 子育て・介護支援体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 多様な保育サービスの充実 多様な就労形態に対応するため、延長保育、一時保育や病後時保育など、住民ニーズに合わせた対応を充実します。	教育委員会
② 放課後児童クラブ等の充実 昼間保護者が就労などにより家庭にいない小学生に対し、授業終了後に学習の場を設けます。	教育委員会
③ ひとり親家庭における相談体制の充実 ひとり親家庭の生活や、子育て、自立に向けての相談体制を充実します。	福祉子ども課
④ 子ども館の充実 子育て中の親に対する育児相談や子育てサークルの育成・支援、子育て世代の皆さんが交流する場の充実を図ります。	福祉子ども課
⑤ 育児休業制度の周知 育児休業制度に関する情報を提供し、制度の定着を促します。	総務危機管理課
⑥ 介護保険制度の理解と利用促進 住民に対し、介護が女性だけの負担にならず、家族や社会全体で支えていくものという理解を広めます。	福祉子ども課
⑦ 介護予防・生活支援の充実 介護を受ける人の人権を尊重し、介護予防に対する理解を深め、あわせて、生活支援の一層の充実を図ります。	健康推進課

3 男女がともに活躍できる地域社会の推進

<現状と課題>

身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず、誰もが地域活動等に参画することが必要です。地域活動等においては、代表者や役員などには男性が多く従事し、活動を支える細かな仕事に女性が多く携わる傾向がみられます。生活を豊かにし、お互いに支え合うための地域活動には、男女が同じ関わり方で積極的に参画していく必要があります。

身近で直接暮らしの改善につながるまちづくりの分野にも女性の感性が生かされることにより、多様な発想が生まれ活動の活性化につながり、新たな取り組みが期待できます。

(1) 地域活動等への男女の参画促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 自治会など地域役員への女性参画の促進 自治会など地域における活動において、重要事項の決定過程に男女がともに参画し、主要な役員に男女を問わず就任できるよう啓発を促進します。	総務危機管理課 関係各課
② まちづくりへの男女の参画促進 まちづくりにおける政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女それぞれの立場に立った意見の収集に努めます。	政策財政課

4 性別に偏らない労働環境の整備

<現状と課題>

「男女雇用機会均等法」※や「育児・介護休業法」※などの改正により雇用面では男女平等に関する様々な整備が行われ、働く女性は大きく増加しました。

育児休業取得率は増加しているものの、まだ育児休業制度の利用しづらい環境もあり、離職の選択をせまられることがあります。働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる社会の整備と出産・育児等のための育児休業の普及や離職した女性の再就職の支援が必要であるとともに、さらに核家族化が進む中、仕事と育児の両立ができる働きやすい職場環境は、男女に共通してますます必要となります。

労働の場において、一人ひとりの意欲や能力、環境や条件に応じて機会と待遇の格差が男女均等に確保されるよう、企業に対する啓発を図るとともに、住民に対し、学習機会を提供することが必要です。

また、自営業においては、女性の経営に対する参画が求められています。固定的な役割分担意識に基づく社会慣習などから、家族従業者として家庭と仕事双方において実質的に重要な役割を果たしていることに対する正当な評価がされているとは言えません。このため、自営業に従事する女性に対しては、経営参画に必要な情報や知識を身につけるための学習機会の提供、男性とのパートナーシップの確立への取り組みが必要です。

※ 男女雇用機会均等法

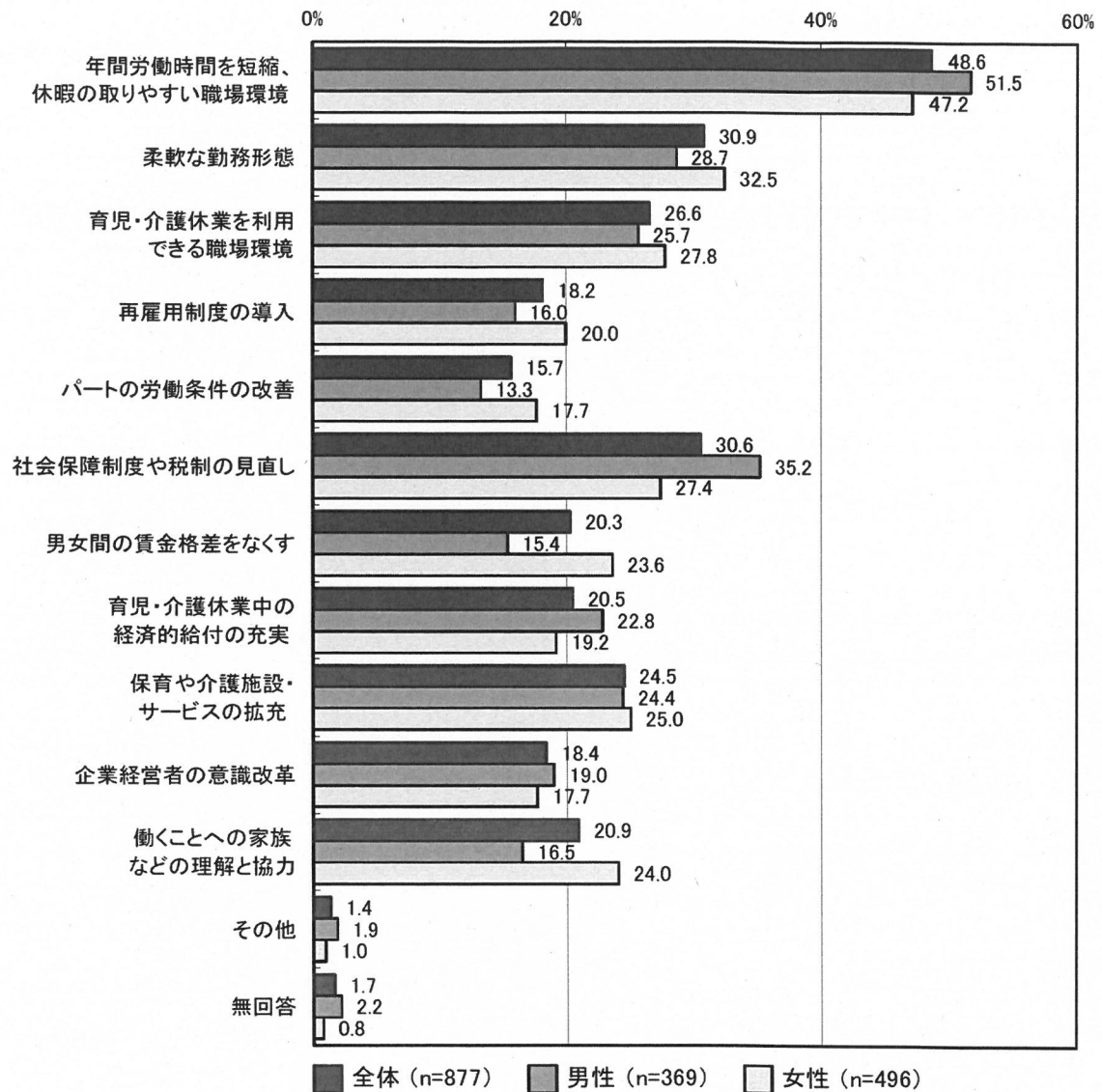
雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させる事を目的としたもの。

現在は、女性だけでなく男性も同じように保護の対象となっています。

※ 育児・介護休業法

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的としたもの。

男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な条件



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査令和4年」

育児休業取得率の推移

年 度	男 性 (%)	女 性 (%)
平成16年度	0.56	70.6
平成21年度	1.72	85.6
平成24年度	1.89	83.6
平成29年度	5.14	83.2
令和4年度	17.13	80.2

※育児休業取得率＝ $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(配偶者出産者)の数}}$

資料：令和4年度雇用均等基本調査(厚生労働省)

(1) 多様な働き方ができる雇用環境の整備

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 育児・介護休業制度の周知 育児・介護休業制度に関する情報を提供し、制度の定着を促します。	総務危機管理課
② 出産後の女性の就業継続や再就職に向けての啓発 出産後の女性の再就職を支援する機関について周知を行うとともに、短時間勤務等の多様な働き方を選択できる環境の整備に向けて、事業所に啓発します。	政策財政課
③ 男女均等な機会と平等な待遇に向けての啓発 企業や団体などに対し、男女の仕事内容や配置、機会の均等や格差の是正に向けての啓発を推進します。	政策財政課
④ 労働環境・福利厚生の上の啓発 働く女性のため、また、男性が家事などに共同参画できるよう、男女共同参画社会基本法など各種法令に基づいて、労働環境・福利厚生の上を促すため、商工会など各団体と連携を取り、事業所に啓発します。	政策財政課

(2) 自営業等における女性の経営参画の促進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 自営業等における女性の経営参画意識向上の啓発 女性が経営や運営に参画することの重要性についての理解を深め、参画促進を図ります。	政策財政課
② 各種団体における役員への女性の参画促進 各種団体の意思決定機関に女性の対等な参画を促進します。	政策財政課

Ⅲ だれもが安心・安全に暮らせる環境づくり

1 男女間のあらゆる暴力を許さない環境の整備

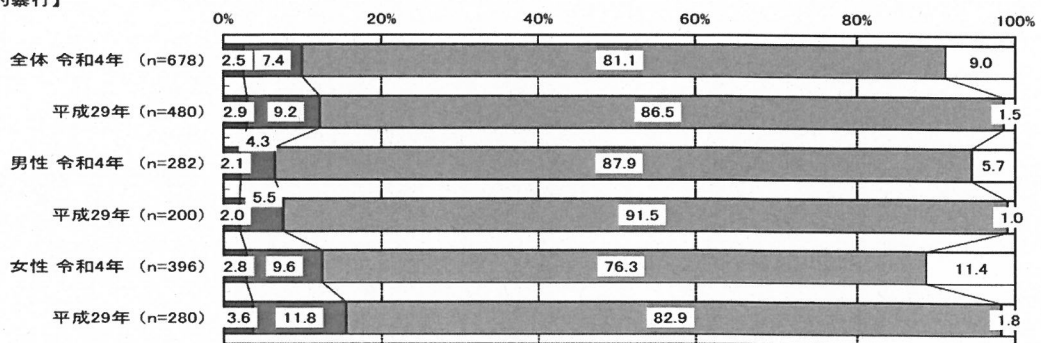
<現状と課題>

DVは、人権を侵害し、尊厳を侵す絶対に許されない行為であり、社会全体で取り組むべき問題です。

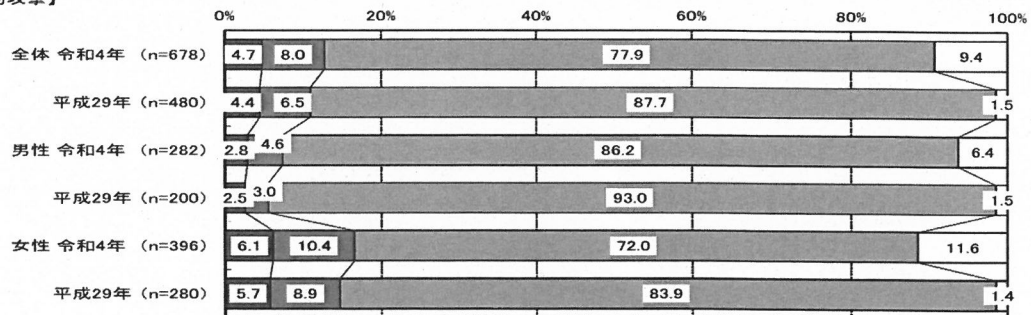
DVの多くは家庭内で起こることが多いため、周囲から気づかれにくく、問題の解決を難しくしています。

暴力を受けた経験(性別・種類別)

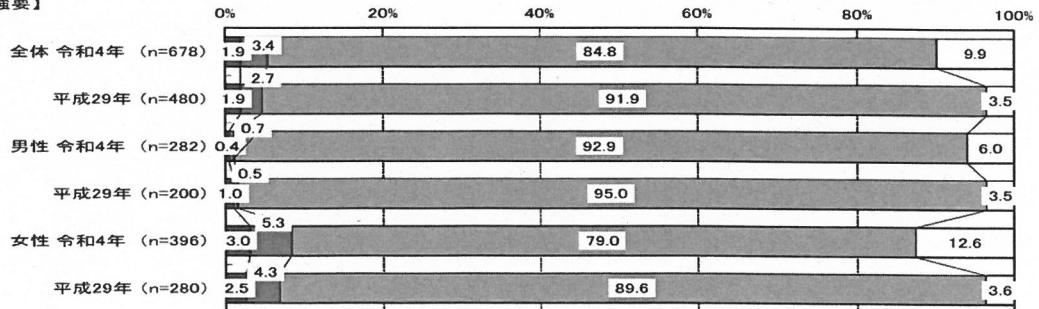
【身体的暴行】



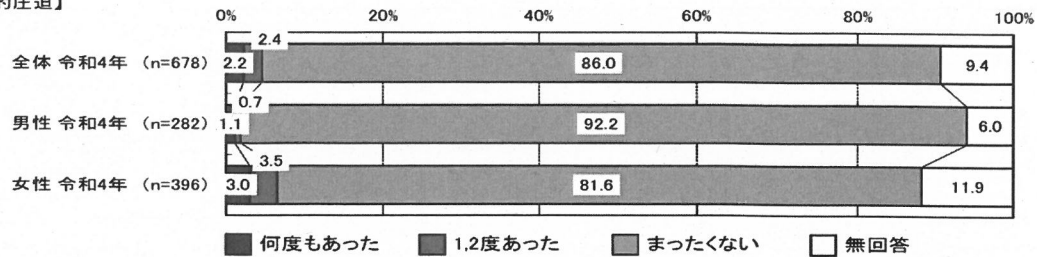
【心理的攻撃】



【性的強要】



【経済的圧迫】



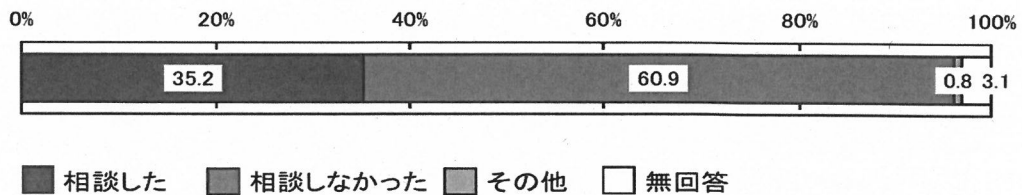
資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

過去5年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人のうち、「相談しなかった」人は、6割を占めており、「相談した」を大幅に上回っています。

その理由として、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」等と回答した人が多く、前回の平成29年調査と同じ傾向となっています。

配偶者から暴力を受けた時に誰かに相談したか

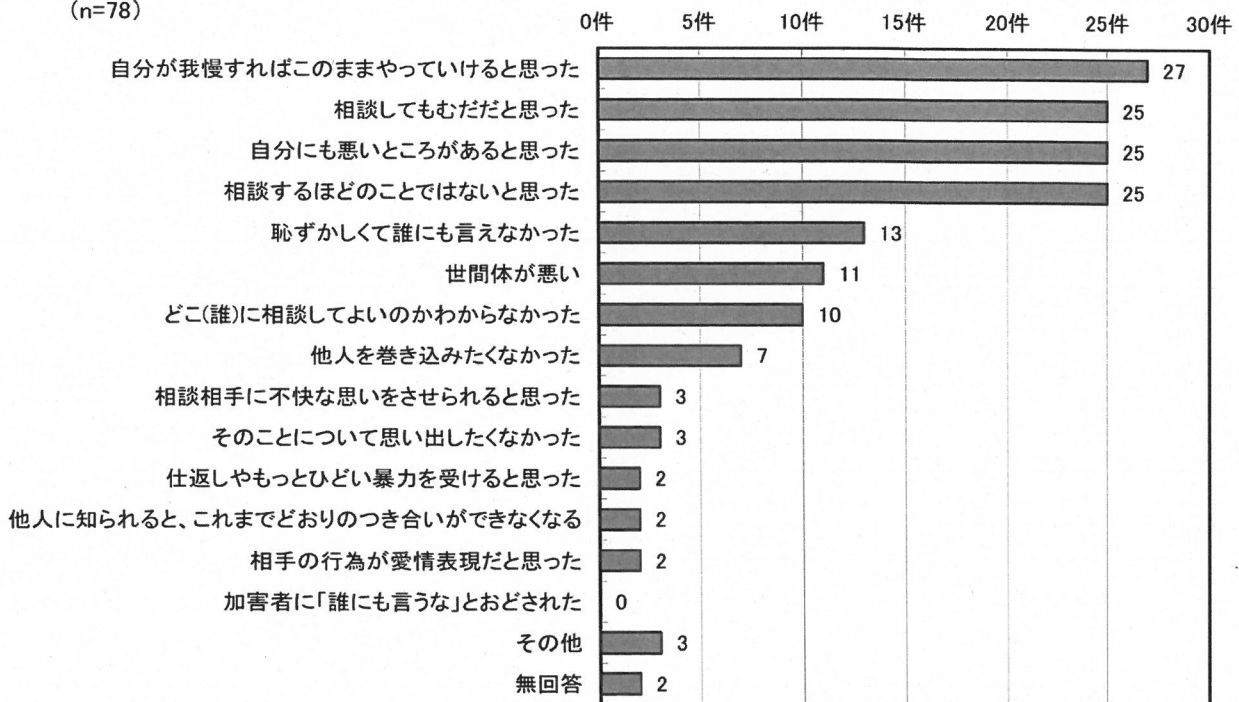
(n=128)



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

相談しなかった理由

(n=78)



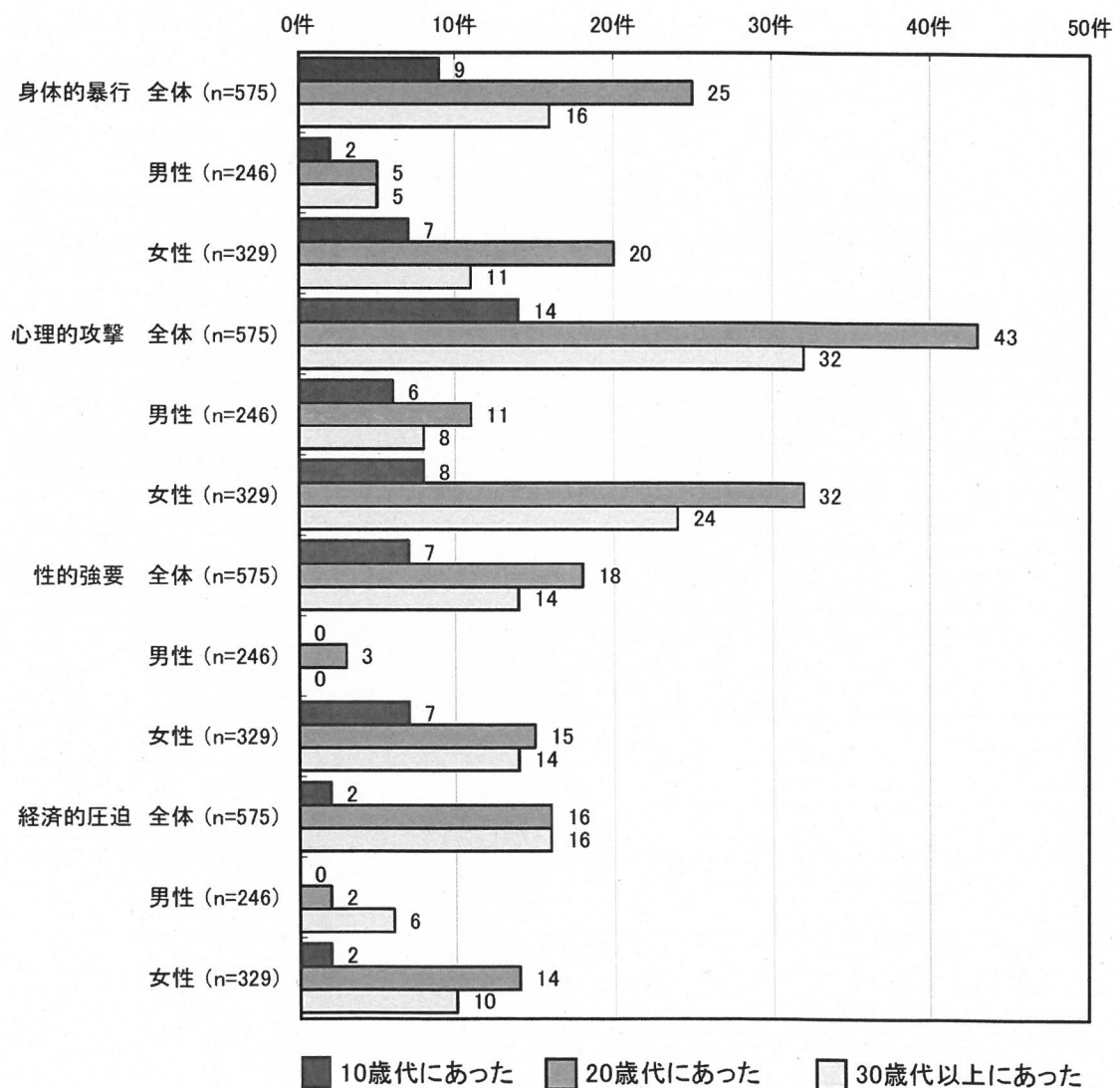
資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

平成25年7月のDV防止法の改正で、配偶者以外の交際相手からの暴力も、生活の本拠を共にする等の条件により法の適用となることが認められました。県民意識調査によると、交際相手からの暴力を受けた経験について、「20歳代にあった」とする女性の割合が多くなっています。

交際相手から暴力を受けたことがあったと回答した人のうち、「相談した」人は37.8%、「相談しなかった」人は56.3%であり、わずかではありますが、前回の平成29年調査よりも相談した人の割合が増加しました。

相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思った」、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかった」、「相談するほどのことではないと思った」といった回答の割合が多くなっており、配偶者間の暴力と同様の傾向となっています。

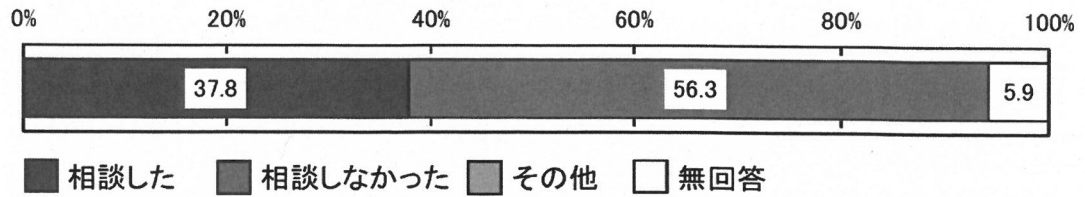
交際相手から暴力を受けた経験



資料：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査（令和4年）」

交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談したか

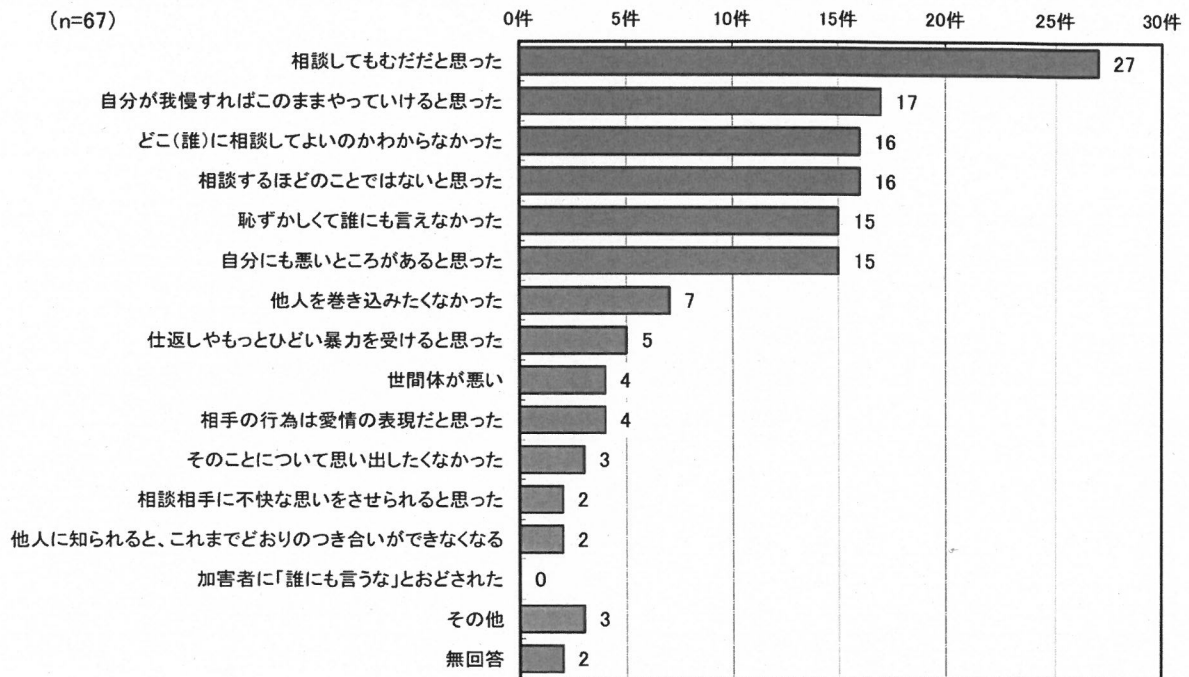
(n=119)



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

交際相手から暴力を受けたときに相談しなかった理由

(n=67)



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成4年)」

あらゆる暴力を根絶するためには、思春期から予防啓発を推進し、暴力を未然に防ぎ、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、社会全体でDVは重大な人権侵害であるという認識を高める必要があります。

また、暴力について正しく認識するための意識啓発や情報提供を行い、自分が受けている行為がDVであるということに気づき、相談や自立に向けた行動を起こせるよう促すとともに、被害者が安心して相談できる体制づくり、自立に向けた行動を起こせるよう、支援体制や保護体制の充実を図り、その周知に努めます。

(1) 暴力を許さない社会意識の醸成

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 暴力を許さない社会的認識の醸成 暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景について、理解を深める講座等の開催や啓発を進めます。	福祉子ども課
② 思春期からの予防啓発・教育の推進 子ども・若年層に対して、学校における人権教育の充実やデートDV、リベンジポルノなど人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図ります。	福祉子ども課 教育委員会

(2) 相談体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 相談体制の充実 DVに対する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の立場に立った電話、面接による相談体制を充実・強化します。	福祉子ども課

(3) 被害者支援の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 被害者支援の情報提供 被害者支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	福祉子ども課
② 庁内連携体制の強化 DVに関する相談・保護に対して、庁内連携体制を強化します。	福祉子ども課
③ 関係機関と連携した支援の充実 県（女性相談支援センター、子ども相談センター、岐阜地域福祉事務所）、医療機関、警察等関係機関と連携して、緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウンセリングなどの支援を行います。	福祉子ども課
④ 被害者保護の支援措置の推進 DV被害者の個人情報保護のため、関係機関と連携し住民基本台帳事務における被害者保護の支援措置を行います。	住民保険課

2 人権が尊重される環境の整備

<現状と課題>

ハラスメントやストーカー行為、児童・高齢者・障がい者への虐待も重大な侵害です。また、女性活躍推進法の一部改正（令和元年6月）に伴い、事業主がハラスメント防止措置をとることなどが義務付けられるとともに、相談したことなどを理由とする不利益取扱の禁止など、セクハラ対策が強化されています。

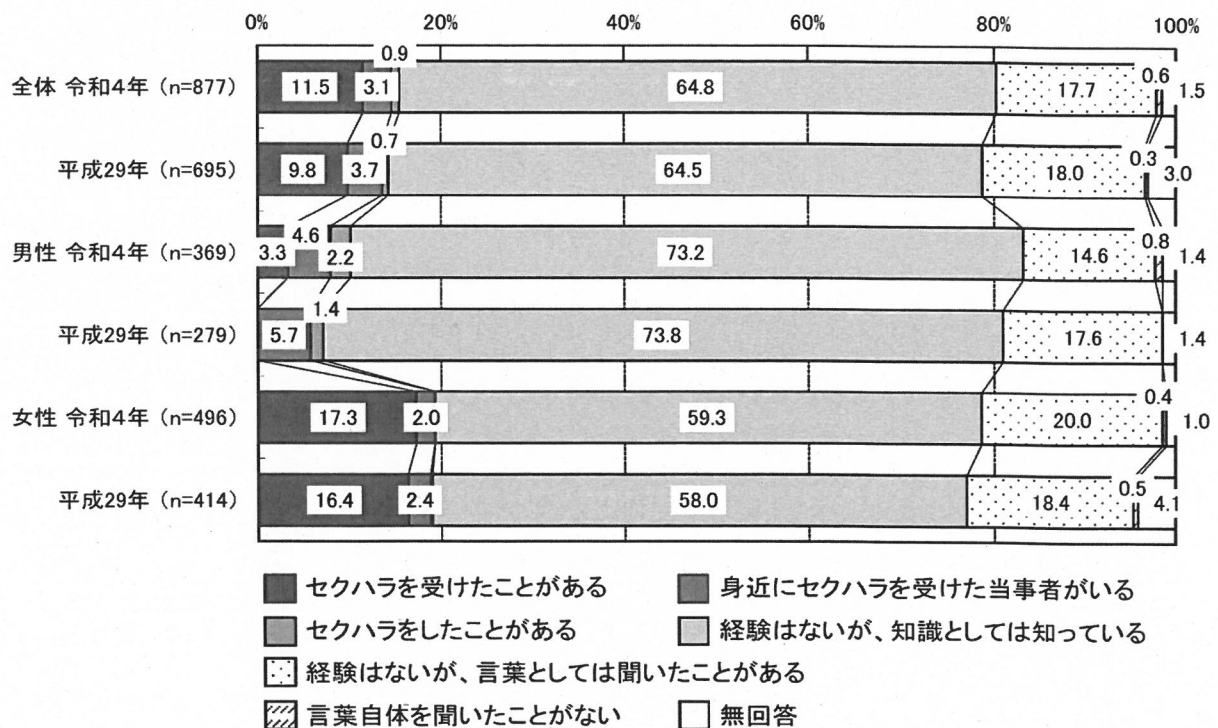
県民意識調査によると、「セクハラ（セクシャル・ハラスメント）を受けたことがある」は、男性が0%から3.3%へ、女性も依然として割合が増加しています。

セクハラは、男女を問わず対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害し、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

ハラスメント等をなくすためには、一人ひとりが相手の立場や身体的な特性を理解した言動を心がけ、また、未然に防止するために、周囲からもそのような行為を見かけたらやめさせるようにするなど、職場での環境整備も必要となります。

あらゆる人権侵害を防止するため、意識啓発や情報提供を実施するとともに、安心して人権侵害に関する相談ができる体制の充実に努めます。

セクハラの実験



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和4年)」

(1) あらゆる人権擁護のための意識啓発

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 町の広報・刊行物等における性別にとらわれない表現の推進 広報、刊行物などを作成する際に、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現を見直します。	政策財政課
② 尊重意識の啓発 学校や職場、家庭などあらゆる機会に人権教育、啓発を推進します。	総務危機管理課
③ セクハラ防止対策等の促進 セクハラ、マタハラ※、LGBT※などに対する認識を深め、防止するための啓発や情報提供を行います。	総務危機管理課

(2) 相談体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 相談体制の強化 セクハラ、ストーカー行為※など人権侵害に関する相談体制を強化し、相談窓口を周知するとともに、個人情報の保護に努めます。	総務危機管理課
② 職員の実務能力の向上 窓口での相談対応を迅速に行うため、研修等を受講し、職員の実務の向上に努めます。	福祉子ども課

※マタハラ

マタニティハラスメント 妊娠、出産、育児休業等を理由に不利益な扱いを行うこと

※LGBT

性的指向及び性自認に関して、いわゆるLGBTなどとよばれることがある。一般的に次のことを指す。

L:女性の同性愛者 (Lesbian レズビアン)

G:男性の同性愛者 (Gay ゲイ)

B:両性愛者 (Bisexual バイセクシャル)

T:こころの性とからだの性との不一致 (Transgender トランスジェンダー)

※ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等繰り返し行うこと。

3 だれもが心身ともに健康でいられる環境の整備

<現状と課題>

女性は、妊娠、出産、授乳により、男性とは異なる健康上の問題があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)」※の視点が重要です。

生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面するため、こうした問題に対して支援していく体制を整えるとともに、性差や年代に応じた生涯を通じた健康づくりへの支援や取り組みが必要です。

(1) 生涯を通じた健康管理への支援体制の充実

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 母子保健施策の充実 母子の健康な生活を支援するため、健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実します。	健康推進課
② 職場における母性保護と健康の確保の推進 妊産婦が安心して就労できるよう、事業所等に啓発します。	健康推進課
③ 各種健康診査、検診の受診充実の推進 受診者の拡大を図るために、受診しやすい体制づくりと受診の勧奨を行います。	健康推進課
④ 交流施設等を利用した健康づくり スポーツを通じて健康づくりができるよう、生涯学習の場における健康づくりの充実を図ります。	教育委員会

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であることと、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決め、守ることができる権利の総称です。

4 だれもが安心・安全に暮らせる環境の整備

<現状と課題>

単身世帯やひとり親世帯の増加等による家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困など生活上の困難を抱える人や就業等の機会を得ることができない人など、様々な困難を抱える人が増加しています。また、ひとり暮らしの高齢者が増える中、地域にうまく馴染めず孤独感を感じている人や、家庭において介護を受けることができず生活・福祉面などで、課題を抱える高齢者が多くなっています。

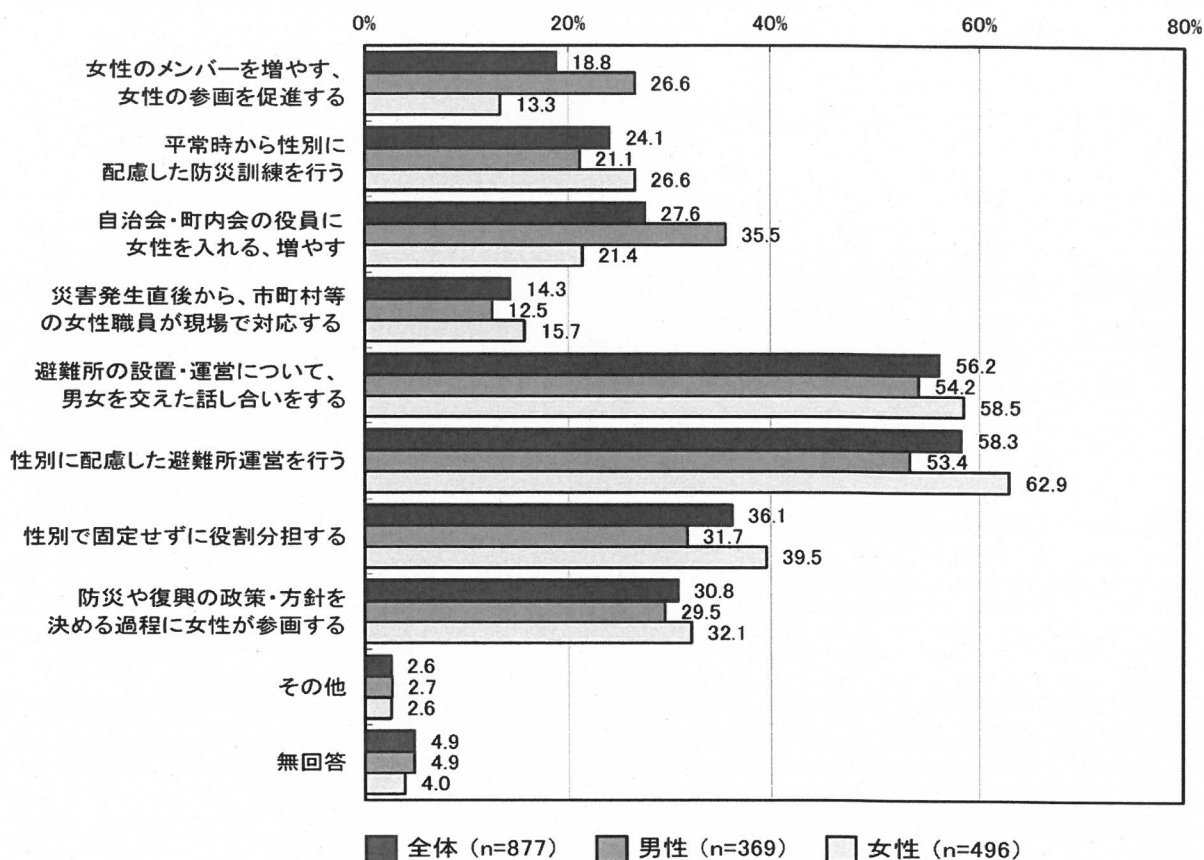
だれもが地域に積極的に関わることができるよう、高齢者同士のふれあいの場の提供や、就労や学習機会、さらに世代間の交流などに参加できる機会が必要となってきます。

そして、近年では、全国的に大規模災害が多発しています。また、地球温暖化がもたらす異常気象が激甚化・頻発化しており、水害・土砂災害等の気象災害のリスクも増大しています。

災害発生時には、とくに女性や子どもなど、弱い立場にある人が困難な状況におかれやすいと言われており、避難所等での性被害・性暴力の発生や、避難所生活での固定的な性別役割分担が女性の負担を大きくすることも懸念されます。被災者一人ひとりが直面する問題は異なり、多様な人々の「違い」に配慮した災害対応が被害を軽減し、早い復興につながる可能性があります。

そのため、防災分野への女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った災害対応の必要性に関する理解を促進する必要があります。

性別に配慮した防災・災害対策・復興対策のために必要なこと



資料: 岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査令和4年」

(1) だれもが安心して暮らせる環境の整備

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 高齢者、障がい者の就労機会の拡大 高齢者、障がい者の雇用促進に向けて、シルバー人材センターの活動支援に努めます。	総務危機管理課 関係各課
② バリアフリーのまちづくりの推進 高齢者、障がい者が暮らしやすく、利用しやすい公共施設、道路などの整備とともに居住空間のバリアフリー化への支援の充実に努めます。	福祉子ども課 健康推進課 都市環境課 関係各課
③ 高齢者、障がい者の人権擁護 認知症患者や知的障がい者などが安心して暮らすことができるための成年後見制度や権利擁護などの周知を行うとともに、高齢者虐待などの人権侵害の防止に努めます。	総務危機管理課 福祉子ども課 健康推進課 関係各課
④ 困難を抱えた人が安心して暮らせる支援 男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱えた人が安心して暮らせるよう包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、各種サービスの充実と情報提供を推進します。	福祉子ども課 健康推進課 関係各課

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具 体 的 な 施 策	担 当 課
① 防災分野への女性の参画促進 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進め、性別による固定的な役割分担を見直すとともに、女性の視点を取り入れた防災活動を促進します。	総務危機管理課
② 災害対応における男女共同参画に関する啓発 すべての人の人権への配慮の必要性など、災害対応における男女共同参画、ジェンダー平等※の視点について啓発や情報提供を行います。	総務危機管理課
③ 防災備蓄品等の充実 男女だけでなく、高齢者、障がい者等も含めた様々なニーズや意見を取り入れ、男女共同参画の視点に立った設備や備蓄品の充実を図ります。	総務危機管理課

※ジェンダー平等

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることです。

第4章 プランの推進について

1 推進体制

このプランに基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、本町における推進体制を充実し、各種施策の適切な進行管理を行うとともに、住民及び関係団体との連携を一層強化する必要があります。

(1) 行政における推進体制と進行管理

関係各課等が連携を図りながら、男女共同参画の現状と問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図ります。

(2) 住民、県及び関係機関等との連携

この計画を効果的に推進するため、住民、県及び関係機関との連携、協力体制の充実を図ります。

2 計画の進行管理及び点検・評価

計画期間の最終年となる令和14年度に、基本目標、基本方針、各施策の実施状況や効果などを点検、評価し、次期計画に反映していきます。

関係機関連絡先一覧

◆配偶者暴力相談支援センター

DVの防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助を行います。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県女性相談支援センター	電話相談 平日 9:00~18:00 面接相談 平日 9:00~17:00	058-213-2131
岐阜地域福祉事務所 福祉課	電話・面接相談 平日 9:00~17:00	058-272-1929

◆警察

ストーカー規制法、DV防止法を適正に運用し、つきまといやストーカー行為、女性に対する暴力等について、行為者への指導警告や取締りを行います。

名 称	受付時間（年末年始を除く）	電話番号
岐阜県警察ストーカー相談 110番	電話相談 平日 9:00~16:00	〔フリーダイヤル〕 0120-794-310
警察安全相談室	電話相談 毎日 24時間	058-272-9110 #9110
北方警察署	〔住所〕 北方町北方 3219-27	058-324-0110

◆民間支援団体

DV防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体。DV被害に関する相談、各種情報提供などを行います。

名 称	受付時間	電話番号
NPO法人 手をつなぐ女たちの会	電話相談 毎週木曜日 12:30~16:00 (祝日・年末年始を除く)	0575-25-1489
NPO法人 あゆみだした女性と子ども の会	電話相談 毎週月・金曜日 13:00~17:00 (祝日・年末年始・お盆を除く)	080-1613-1515

◆子ども相談支援センター

児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所。児童（満18歳に満たない者）及びその家族に関する問題についての相談、児童及びその保護者の指導などを行います。

名 称	受付時間	電話番号
中央子ども相談センター	来所相談 平日 8:30~17:15	058-201-2111

◆子ども家庭支援センター

児童福祉法に基づいて設置されている児童福祉施設。児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行います。

名 称	受付時間	電話番号
子ども家庭支援センター ぎふ「はこぶね」	電話相談 毎日24時間 (0:00~9:00の相談は緊急のみ) 来所相談 要電話予約	058-296-2172

◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方の就業支援や養育費・面会交流などの取り決めの相談、子どもの進学準備や将来のための家計相談等を行っています。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	電話・来所相談 月～土曜日 9:30~17:00	058-268-2569

◆精神保健福祉センター

県内における精神保健福祉活動の中核的機関として県民の精神的健康の保持増進を図るとともに、こころの病の予防から精神障がい者の社会復帰に至るまでの課題について、専門的かつ総合的に対応します。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県精神保健福祉センター	電話相談 平日 10:00~12:00	こころのダイヤル119 058-233-0119
	13:00~16:00	
	来所相談（要事前予約） 月・水・木・金曜日の午前中 電話相談 平日 9:00~17:00	058-231-9724

◆男女共同参画に関する施設

生き方や家族のこと、男女間のこと、職場・近隣との人間関係などさまざまな悩みを持つ方に解決の糸口を見つけ出すお手伝いをするための相談を行います。

名 称	受付時間	電話番号
岐阜県男女共同参画プラザ	電話相談 月～木曜日、第1・3土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始・OKBふれあい会館休館日を除く)	058-278-0858

◆各種相談窓口

名 称	相談内容	受付時間	電話番号
女性の人権ホットライン (岐阜地方法務局)	女性をめぐる様々な人権問題についての相談	電話相談 平日 8:30～17:15	[全国共通] 0570-070-810
犯罪被害者相談室	犯罪の被害による心の悩み相談(恐怖感、不安感など)	電話相談 平日 8:30～17:15	[フリーダイヤル] 0120-870-783 058-277-3783
子ども・家庭電話相談室 (子ども・家庭110番)	いじめ、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題についての相談	電話相談 平日 8:45～21:00 土曜日 8:45～17:00	[フリーダイヤル] 0120-76-1152 058-276-4152
岐阜県青少年SOSセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、人間関係など青少年の悩み全般	電話相談 毎日24時間 (20:00～9:00の相談は緊急のみ)	[フリーダイヤル] 0120-247-505
法テラス岐阜	あらゆる法的な悩みに関する相談	電話相談 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	[全国共通] 0570-078374



第2次北方町男女共同参画プラン

令和7年3月

北方町役場 政策財政課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1-1

☎ 058-322-9936 FAX 058-323-2963